

○農産物検査に関する事務処理要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農産第 289 号愛媛県農林水産部長通知）の一部改正

新		旧																	
<p>農産物検査に関する事務処理要領</p> <p>I～IV (略)</p> <p>別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル</p> <p>第 1～第 5 (略)</p> <p>様式第 1-1 号～様式第 10 号 (略)</p> <p>様式例第 1 号</p>		<p>農産物検査に関する事務処理要領</p> <p>I～IV (略)</p> <p>別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル</p> <p>第 1～第 5 (略)</p> <p>様式第 1-1 号～様式第 10 号 (略)</p> <p>様式例第 1 号</p>																	
農産物検査業務規程記載事項 (例)	作成のポイント	農産物検査業務規程記載事項 (例)	作成のポイント																
<p style="text-align: center;">農産物検査業務規程</p> <p style="text-align: center;">(登録検査機関名)</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等</p> <p>第 6 条～第 8 条 (略)</p> <p>(農産物検査の請求の受付場所)</p> <p>第 9 条 農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p><u>なお、上記にかかわらず、全省庁統一の電子申請システム（以下、「共通申請サービス」という。）を通じて請求を受けることができる。</u></p>	名称	所在地							<p>(農産物検査の請求の受付場所)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">農産物検査業務規程</p> <p style="text-align: center;">(登録検査機関名)</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等</p> <p>第 6 条～第 8 条 (略)</p> <p>(農産物検査の請求の受付場所)</p> <p>第 9 条 農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p>	名称	所在地							<p>(農産物検査の請求の受付場所)</p> <p>(略)</p>
名称	所在地																		
名称	所在地																		

<p>第 10 条 (略)</p> <p>第 4 章 農産物検査の業務の実施</p> <p>(農産物検査を行う者)</p> <p>第 11 条 農産物検査は、第 27 条第 1 項の規定により会長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。</p> <p>2 農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。</p> <p>一 検査試料の採取業務</p> <p>二 量目に係る検査における計量業務</p> <p>三 農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）第 10 条第 3 項の<u>等級又は品位の測定結果の表示</u>業務</p> <p>(農産物検査の請求の受理)</p> <p>第 12 条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式（<u>共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ</u>）による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(農産物検査を行う者)</p> <p>(略)</p> <p>(農産物検査の請求の受理)</p> <p>(略)</p>	<p>第 10 条 (略)</p> <p>第 4 章 農産物検査の業務の実施</p> <p>(農産物検査を行う者)</p> <p>第 11 条 農産物検査は、第 27 条第 1 項の規定により会長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。</p> <p>2 農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。</p> <p>一 検査試料の採取業務</p> <p>二 量目に係る検査における計量業務</p> <p>三 農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）第 10 条第 3 項の<u>検査証明の押印</u>業務</p> <p>(農産物検査の請求の受理)</p> <p>第 12 条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(農産物検査を行う者)</p> <p>(略)</p> <p>(農産物検査の請求の受理)</p> <p>(略)</p>
---	--	--	--

<p>(農産物検査の受付の条件)</p> <p>第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装について、<u>農産物規格規程に定められた</u>規格に相当すると認められた農産物(包装されていないものにあつては、〇〇キログラム以上のものに限る。)でなければ、農産物検査を行わない。</p> <p>一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項(法第34条第3項において準用する場合を含む。)の品位等検査を受ける場合</p> <p>二 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合</p> <p>三 法第34条第1項の品位等検査を行う場合</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条～第15条 (略)</p> <p>(検査試料の採取)</p> <p>第16条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合]</p> <p>2 採取した試料は、本会が検査後〇年間保存するものとする。</p> <p>3 保管期間を経過した採取試料は、検査請求者の不利益とならない範囲内で、本会において処分するものとする。</p> </div>	<p>(品位等検査の受付の条件)</p> <p>(略)</p> <p>(産地品種銘柄の銘柄検査の受付の条件)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(検査試料の採取)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(3-1 判断する基準について)</p> <p>① 二項分布<u>等</u>で算出された着色粒<u>等</u>の混入確率と穀粒判別機の着色粒<u>等</u>の測定値を比較し、均一であること。</p> <p>② <u>穀粒判別器の測定値</u>に特定の傾向がないこと。</p> <p>なお、「特定の傾向」とは、採取した20試料において、着色粒が時間軸により、混入割合に増加傾向又は減少傾向があると判断される状態をいう。</p>	<p>(農産物検査の受付の条件)</p> <p>第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認められた農産物(包装されていないものにあつては、〇〇キログラム以上のものに限る。)でなければ、農産物検査を行わない。</p> <p>一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項(法第34条第3項において準用する場合を含む。)の品位等検査を受ける場合</p> <p>二 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合</p> <p>三 法第34条第1項の品位等検査を行う場合</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条～第15条 (略)</p> <p>(検査試料の採取)</p> <p>第16条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合]</p> <p>2 採取した試料は、本会が検査後〇年間保存するものとする。</p> <p>3 保管期間を経過した採取試料は、検査請求者の不利益とならない範囲内で、本会において処分するものとする。</p> </div>	<p>(品位等検査の受付の条件)</p> <p>(略)</p> <p>(産地品種銘柄の銘柄検査の受付の条件)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(検査試料の採取)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(3-1 判断する基準について)</p> <p>① <u>農林水産省ホームページに掲載されている「均一性チェックシート」等を用い</u>、二項分布で算出された着色粒の混入確率と穀粒判別機の着色粒の測定値を比較し、均一であること。</p> <p>② <u>二項分布内</u>で特定の傾向がないこと。</p> <p>なお、「特定の傾向」とは、採取した20試料において、着色粒が時間軸により、混入割合に増加傾向又は減少傾向があると判断され</p>
---	--	---	--

<p>第 17 条～第 18 条 (略)</p> <p>(農産物検査の結果の通知) 第 19 条 農産物検査員は、様式〇号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>第 5 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項</p> <p>第 29 条～第 37 条 (略)</p> <p>(農産物検査結果の報告) 第 38 条 会長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより県知事へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>(3-2 施設の公表について) (略) (3-3 検査方法について) (略) (3-4 試料の採取方法について) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(農産物検査の結果の通知等) 農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式等を定めること。 <u>また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより検査請求者に通知することができる。</u></p> <p>なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。</p> <p>(1) 請求者氏名及び住所 (2) 検査結果別数量 (3) 格付理由 (4) 検査年月日</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(農産物検査の結果の報告) 検査数量その他必要な報告を期限までに実施すること。 <u>なお、同報告は共通申請サービスにより検査の報告ができるものとする。</u></p>	<p>第 17 条～第 18 条 (略)</p> <p>(農産物検査の結果の通知) 第 19 条 農産物検査員は、様式〇号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>第 5 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項</p> <p>第 29 条～第 37 条 (略)</p> <p>(農産物検査結果の報告) 第 38 条 会長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより県知事へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>る状態をいう。 (3-2 施設の公表について) (略) (3-3 検査方法について) (略) (3-4 試料の採取方法について) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(農産物検査の結果の通知等) 農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式等を定めること。 <u>(追加)</u> なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。</p> <p>(1) 請求者氏名及び住所 (2) 検査結果別数量 (3) 格付理由 (4) 検査年月日</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(農産物検査の結果の報告) 検査数量その他必要な報告を期限までに実施すること。 <u>(追加)</u></p>
---	--	---	--

第 39 条 (略)	
別記様式 (略)	

様式例第 2 号 (略)

別紙 2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

第 1 ～ 7 (略)

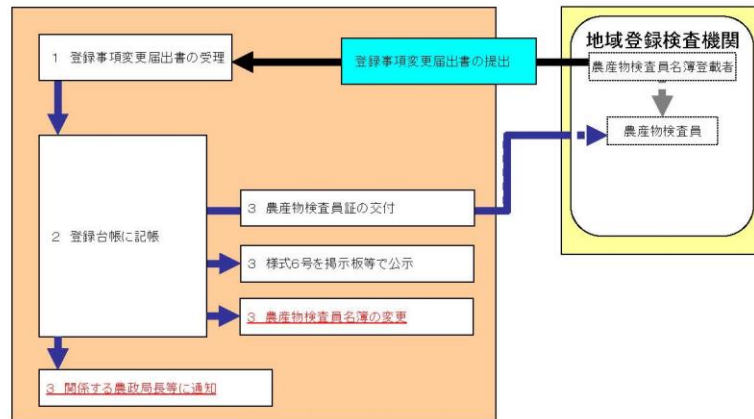
第 39 条 (略)	
別記様式 (略)	

様式例第 2 号 (略)

別紙 2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

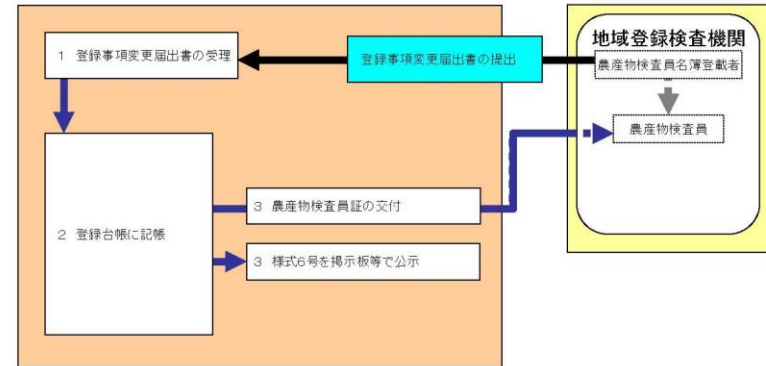
第 1 ～ 7 (略)

地域登録検査機関の登録事項変更の届出・審査等手続



様式第1号～様式第8号 (略)

地域登録検査機関の登録事項変更の届出・審査等手続



様式第1号～様式第8号 (略)

別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

(略)

別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第1～第4 (略)

別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

(略)

別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第1～第4 (略)

(参考)

農産物検査に関する基本要領  
別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産物検査員への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、 様式第1号-2 及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日	
		9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日	
		11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日	
		翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月から翌年3月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌月1月20日	翌月1月24日	
		翌年1月1日から翌年2月末までの間		翌月の20日	翌月の24日	
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日	翌年5月24日

(参考)

農産物検査に関する基本要領  
別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産物検査員への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日	
		9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日	
		11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日	
		翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月から翌年3月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌月1月20日	翌月1月24日	
		翌年1月1日から翌年2月末までの間		翌月の20日	翌月の24日	
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日	翌年5月24日



様式第 1 号 (略)

様式第 1 号-2

番 号  
年 月 日

農産局長 殿

地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府内閣総合事務局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 ( 年 月 日現在累計 )

生産年度 \_\_\_\_\_

都道府 県名	農産物の 種類	検査区分	銘柄	産地及び包装 量目	検査総量	品位の測定結果																	
						容積重	白米熟 粒	水分	胚米	非精粒	破砕	着色粒	異種穀粒		異物								
													基準値 以下	基準値 超	基準値 以下	基準値 超							

- (注) 1 「検査区分」の欄には、農産物検査法(以下「法」という。)第9条の品位等検査(米穀の品位等検査)、法第5条第1項の品位等検査(検査を受けていない米穀の品位等検査)の別を記載すること。
- 2 「農産物の種類」の欄には、「木箱うるち玄米」と記載すること。  
 なお、農産物検査法施行規則(昭和49年農林省令第32号)第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあっては、別業とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
- 3 品位の測定結果については、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)第一の二(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。
- 4 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第 2 号～第 7 号 (略)

様式第 1 号 (略)

(追加)

様式第 2 号～第 7 号 (略)